

自動証明写真機設置に係る仕様書

1 設置場所

熊谷市役所本庁舎 1 階市民課待合ホール

2 設置条件

機器等の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、熊谷市が設置業者（以下「事業者」という。）に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法とする。

3 機器設置等

(1) 仕様

- ア マイナンバー制度の個人番号カードの発行申請機能（以下「マイナンバー機能」という。）付きの機種
- イ 24 時間年中無休の対応体制
- ウ 廃液、臭気等を伴わないデジタル方式
- エ 千円札、五百円硬貨及び百円硬貨が使用可能なもの
- オ バリアフリー仕様の機種
- カ 多言語に対応した機種（日本語以外に、最低でも英語及び中国語に対応した機器であること。）

(2) 設置及び維持管理における注意点

- ア 転倒による事故防止策を十分に講ずるとともに、撤去時は現状復帰し、これに係る費用については、事業者が負担するものとする。
- イ 電気使用料に関しては、専用の積算電力計（子メーター）を事業者の負担により設置し、毎月、庶務課職員の検針により使用電力量を算出して請求する。
- ウ 自動証明写真機の維持管理は事業者の責任で行い、消耗品の補充等を含めて常に良好な状態で利用できるようにすること。
- エ 自動証明写真機の故障に伴う問合せ、苦情等については事業者の責任において対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。
- オ 事業者は連絡体制を整え、市からの問合せ等に対して迅速に対応するものとする。

4 設置時期

令和7年8月30日

※ 詳細な日程は、市と事業者との協議により決定するものとする。

5 費用負担

(1) 行政財産使用料

ア 事業者は、熊谷市行政財産の使用料に関する条例（平成17年条例第65条）第3条第1項に基づき、行政財産使用料として、使用許可をした床面積に応じた使用料を市に納入する。なお、この使用料は売上げがなくても必ず納入すること。

（例）1.5 m²の場合 月額約 466 円

イ 事業者は、熊谷市行政財産の使用料に関する条例第3条第2項により、販売手数料に応じた売上金額を、行政財産使用料として、市が別途発行する納入通知書により、毎月指定期日までに納入すること。

なお、算定の根拠とするため売上げの報告を毎月市に報告すること。

(2) 設置等に係る費用

ア 機器の設置（増設を含む。）又は移設（配線工事を含む。）及び保守並びに運用期間終了後における機器の撤去及び原状回復に要する費用は、原則事業者の負担とする。

イ 消耗品等の交換及び破損等による修理に要する費用は、原則事業者の負担とする。

(3) その他の費用

定期保守に係る費用、事故等に係る費用、設置等に係る費用又は運用に係る費用は、事業者の負担とする。

6 その他

(1) 設置期間中であっても、市庁舎のレイアウト変更、開庁時間の変更等により、やむを得ず事業の一部又は全部を中止又は変更することがある。

(2) 本庁舎のレイアウト変更などにより設置方法等の変更が生じた場合は、市と事業者との協議の上、設置方法の変更や機器の増設・変更を行うものとする。

(3) その他の仕様については、市と事業者との協議により決定するものとする。